

子どもはぐくみ医療費助成制度 電子申請で手続きできます！

マイナポータルの電子申請機能「ぴったりサービス」により、市の子どもはぐくみ医療費助成制度の手続きを電子申請で行うことができます。

スマートフォンやパソコン等により、ご自宅から手続きできますので、来庁が難しい場合などに、ぜひご利用ください（ただし、申請者が市外在住の場合は、来庁または郵送での手続きとなります）。

■電子申請対応手続き 子どもはぐくみ医療費受給者証の新規交付申請および再交付申請



市ホームページ

ご利用方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市公式LINEアカウント

市公式LINEメニュー「子育て情報」からも簡単にアクセスできます！

申請に必要なもの

- ①受給者のマイナンバーカード
 - ②利用者証明用電子証明書の暗証番号(4ケタの数字)
 - ③署名用電子証明書の暗証番号(6～16ケタの英数字)
 - ④パソコンとマイナンバーカードの読み取りに対応したICカードリーダーまたはスマートフォン
 - ⑤マイナポータル(アプリ)のインストール
 - ⑥対象となるお子様の加入保険が確認できる書類(健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ)
- ※⑥については、新規交付申請の手続きにおいてのみ必要。

ひとり親家庭等医療費助成制度

10月1日から父母等の通院時の医療費も助成対象です！

助成範囲の拡大により、入院時のみ対象であった父母等についても、令和7年10月1日以降通院時の保険診療における自己負担分に対して助成を行います。

※通院時は1ヶ月1医療機関につき1,000円を限度として一部自己負担があります。入院時の保険診療については自己負担はありません(食事療養費等は対象外)。

助成対象は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童がいる、児童扶養手当受給の所得水準にある世帯です。

助成を受けるにはひとり親家庭等医療費受給者証が必要です

10月1日時点まで有効のひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方については、9月末頃に通院時にも利用可能な受給者証(有効期間:令和7年10月1日から令和7年10月31日まで)をお送りしています。10月1日以降の受診は新しい受給者証をご利用ください。

また、児童扶養手当を引き続き受給される方については児童扶養手当の受給決定後、11月1日以降のひとり親家庭等医療費受給者証についても自動更新となります(更新申請は不要です)。

※公的年金等により児童扶養手当を受給されていない方や全部支給停止後に再度支給開始になった方は、更新申請が必要です。

※申請の手続きについては下記までお問い合わせください。

☎ 市保険年金課 医療・年金担当(市役所1階④番窓口) ☎32・4120 / FAX35・0173

✉ hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

10月は里親月間です～子どもたちの健やかな成長のため里親になりませんか～

里親は、児童福祉法で規定されている制度です。今、様々な事情で自分の家族と暮らせない子どもたちがいます。こうした子どもたちを家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解でその成長をサポートする人が里親です。子どもたちに愛情を持って接し、真心を込めて育ててくださる方であれば、特別な資格は必要ありません。

里親には4つの種類があります

- 養育里親(すだちファミリー)…様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親です。
- 専門里親………養育里親のうち、非行・虐待などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。
- 養子縁組里親…養子縁組によって、子どもの養親になることを希望する里親です。
- 親族里親………実親が死亡・行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

■里親委託まで 相談 → 研修・家庭訪問 → 登録 → 子どもとの出会い → 里親委託

※児童の委託を受けた里親には委託費が支給されます。また、医療費は県で負担します。

☎ 徳島県中央こども女性相談センター ☎088・622・2205

こども家庭支援センターひかり ☎088・666・2211

徳島赤十字ひのみね医療療育センター附属乳児院 ☎32・0555



徳島県里親LINEアカウント

里親になりたい方へ



《今月は、固定資産税・後期高齢者医療保険料3期分、国民健康保険税・介護保険料4期分の納付月です。》忘れずに納期限内に納めましょう。市税の納付は、確実・安心・便利な口座振替をご利用ください。

2025年(令和7年)10月5日
広報こまつしま

